

# 財産管理制度等の活用

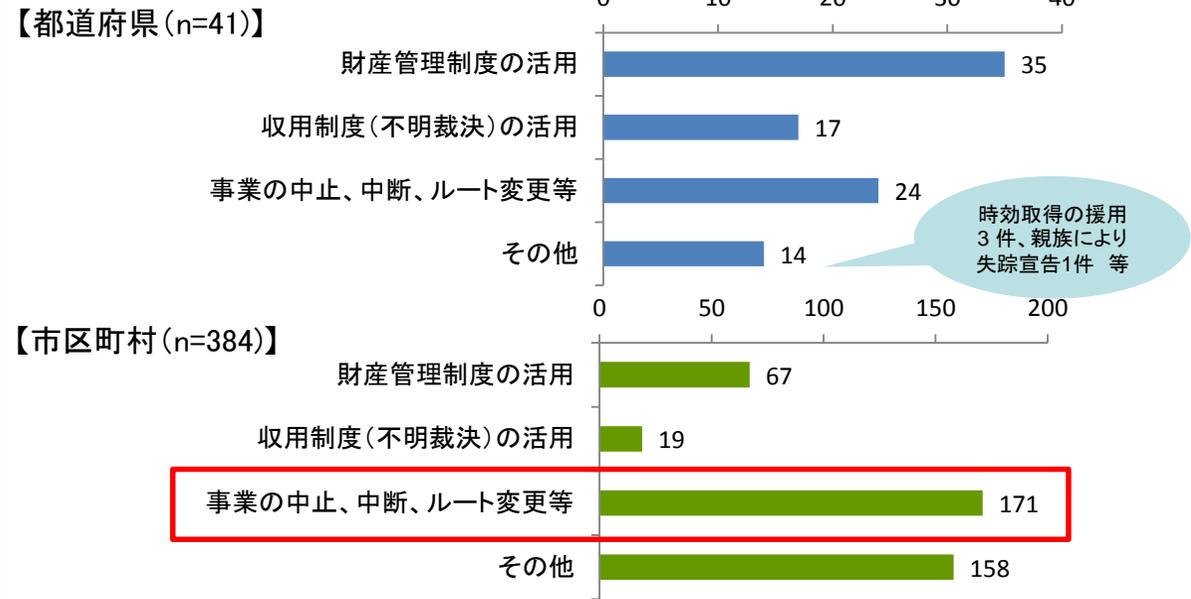
- ・国直轄事業と比較すると、地方公共団体の財産管理制度等の活用は低位
- ・所有者の所在の把握が難しい土地に直面した場合、都道府県と市区町村では、市区町村の方が事業の中止、中断、ルート変更等を行う場合が多い。

H23年度に用地交渉後3年以上経過している契約対抗案件のうち、次年度までに財産管理制度等を活用して契約等に至った件数

	契約対抗件数 <sup>注)1</sup>	不明土地による未契約件数	財産管理制度、不明裁決活用件数
地方公共団体 <sup>注)2</sup>	73,476	363	24
国直轄事業	61,018	94	50

注)1 契約済み及び契約に至っていない件数  
 注)2 平成25年度に全国9地区用地対策連絡(協議)会加盟起業者のうち、任意の地方公共団体88団体に実態調査を実施(国土交通省)

公共事業(社会資本整備)に必要な用地確保のため、災害復旧・復興事業に必要な用地確保のため所有者を把握しようとしたが、できなかった場合、どのような対応をしたか。〔複数回答〕



■「その他」の内容  
 [自由記載]  
 (n=158)

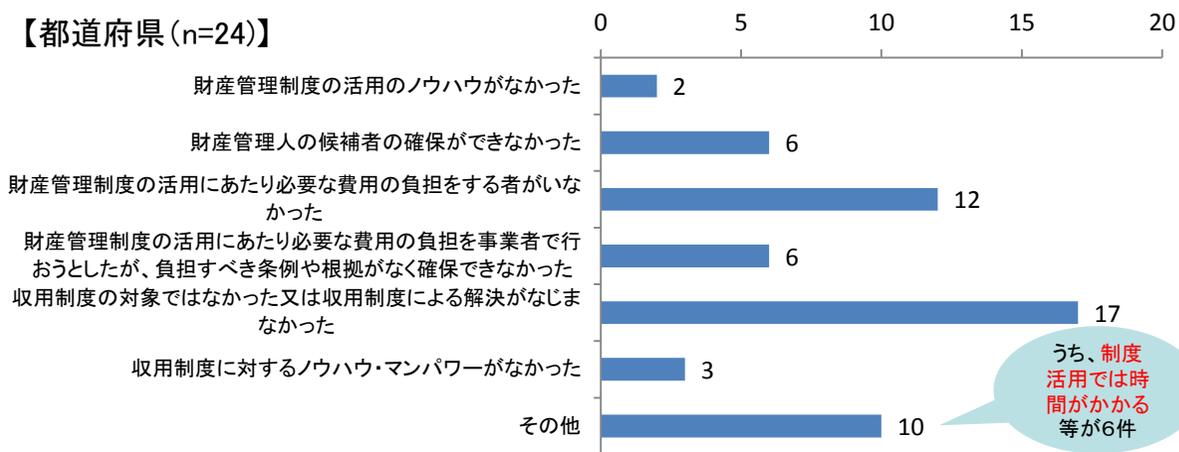
分類	自治体数	回答の例
調査等により把握できた	80	戸籍謄本等により把握、聞き取り調査により把握 等
関係者による承諾・同意	15	土地管理人の承諾、相続人代表者から起工承諾、近親者から同意 等
影響しない範囲で事業実施	5	当該地を除いて事業継続、該当箇所のみ未施工 等
対応検討中	16	
調査・協議等継続中	12	
未記入	3	
その他	32	財産管理制度活用のための事前準備、弁護士への相談、訴訟 等

注)平成27年度地域活性化に資する所有者不明の土地の活用に関する調査(10月30日時点回収分速報値)

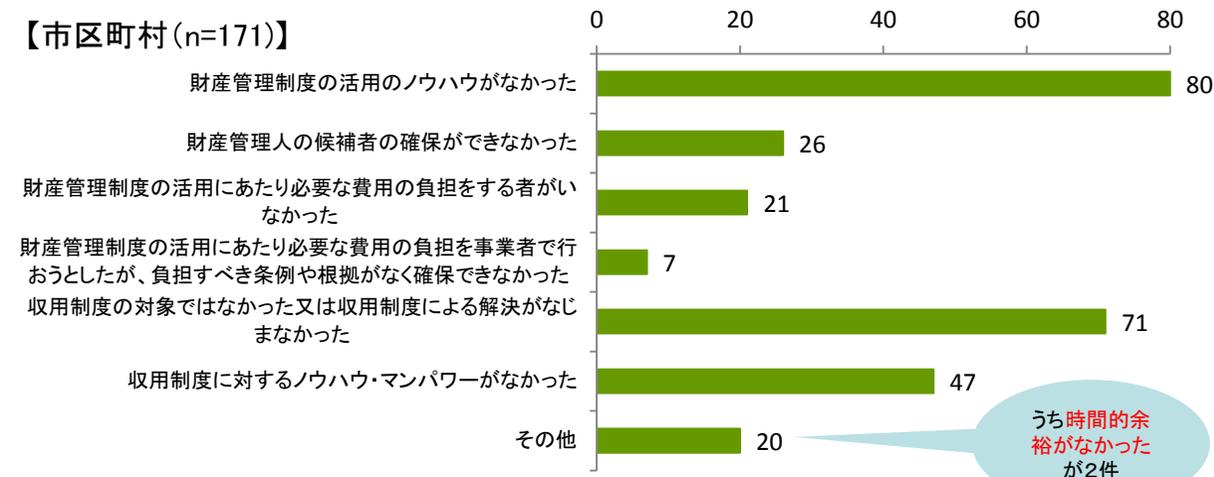
# 財産管理制度等の活用

公共事業(社会資本整備)に必要な用地確保のため、災害復旧・復興に必要な用地確保のため、所有者を把握できず、「事業の中止、中断、ルート変更等」した場合に、財産管理制度や不明裁決によることができなかつた理由。〔複数回答〕

【都道府県 (n=24)】



【市区町村 (n=171)】



## 【財産管理制度等の活用が進まない要因】

- ① 財産管理制度、収用制度活用のノウハウ・マンパワーの不足
- ② 財産管理人の候補者の確保ができない可能性があること
- ③ 財産管理制度活用にかかる費用を負担する者がいない
- ④ 制度の活用に時間がかかることが想定されること

## 【対策案】

- ① ガイドラインでの財産管理制度、収用制度の活用方法の提示
- ②、④ 所有者探索等の支援とともに、財産管理人の候補者について日本司法書士会連合会等が組織的に対応
- ③ 「不在者が持つ他の財産により予納金が不要になる」、「家庭裁判所、財産管理人との調整により対応できる場合もある」ことをガイドラインに提示

### 【A都道府県の事例】

予納金を支払ったことはない。たまたま売買代金が大きくなり免除されたり、他の財産により対応できたケースがある。

### 【B都道府県の事例】

買収予定地の資産価値が低く、家庭裁判所から予納金の納付について打診があったが、財産管理人が買収予定額で対応するとしてくれたことがあり、予納金を納付しないで制度を活用することができた。